

地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税※ ¹	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税※ ²	航空機燃料譲与税※ ³	特別とん譲与税	森林環境譲与税※ ⁵	特別法人事業譲与税												
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の357/1,000 (当分の間 431/1,000)	航空機燃料税収入額の2/13 (令和5～6年度 4/13)	特別とん税収入額の全額	森林環境税収入額に相当する額	特別法人事業税収入額の全額												
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 5,200円/kℓ (本則税率 4,400円/kℓ) 〔令和16年度～ 5,500円/kℓ (本則税率 4,700円/kℓ)〕	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車自家用(3年) 12,300円/自重0.5トﾝ	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kℓ 〔令和5～6年度 13,000円/kℓ 令和7～8年度 15,000円/kℓ 令和9年度 18,000円/kℓ〕	開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トﾝ 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トﾝ	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 〔令和6年度から課税開始〕	基準法人所得割額 <table border="1"> <tr> <td>資本金1億円超の普通法人</td> <td>260%</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>34.5%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人、公益法人等、投資法人等</td> <td>37%</td> </tr> </table> 基準法人収入割額 <table border="1"> <tr> <td>電気供給業※、ガス供給業(導管ガス供給業)、保険業を営む法人 <small>※次欄のものを除く</small></td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>電気供給業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業)を営む普通法人</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>ガス供給業(特定ガス供給業)</td> <td>62.5%</td> </tr> </table>	資本金1億円超の普通法人	260%	特別法人	34.5%	資本金1億円以下の普通法人、公益法人等、投資法人等	37%	電気供給業※、ガス供給業(導管ガス供給業)、保険業を営む法人 <small>※次欄のものを除く</small>	30%	電気供給業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業)を営む普通法人	40%	ガス供給業(特定ガス供給業)	62.5%
資本金1億円超の普通法人	260%																		
特別法人	34.5%																		
資本金1億円以下の普通法人、公益法人等、投資法人等	37%																		
電気供給業※、ガス供給業(導管ガス供給業)、保険業を営む法人 <small>※次欄のものを除く</small>	30%																		
電気供給業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業)を営む普通法人	40%																		
ガス供給業(特定ガス供給業)	62.5%																		
譲与団体	都道府県 市町村(特別区含む)	都道府県・指定市	市町村(特別区含む) 都道府県	空港関係市町村(特別区含む) 空港関係都道府県	開港所在市町村 (都を含む)	市町村(特別区含む) 都道府県	都道府県												
譲与基準	○都道府県・指定市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 *財源超過団体に対する譲与制限あり(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2又は当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を制限) ○市町村(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	○市町村 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県 自家用乗用車(登録車)の保有台数 〔譲与割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4年度～</td> <td>333/357 (407/431)</td> <td>24/357 (24/431)</td> </tr> <tr> <td>R16年度</td> <td>333/401 (407/475)</td> <td>68/401 (68/475)</td> </tr> <tr> <td>R17年度～</td> <td>333/416 (407/490)</td> <td>83/416 (83/490)</td> </tr> </tbody> </table> ()内は当分の間の譲与割合	期間	市町村	都道府県	R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)	R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)	R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)	○市町村(4/5) 1/4 延べ重量 1/4 旅客数 1/2 騒音世帯数 ○都道府県(1/5) 市町村と同様 *令和6年度より、従来の着陸料収入額に代えて、「航空機の重量×着陸回数(延べ重量)」及び旅客数を譲与基準として用いることとなり、激変緩和措置(5年間)を講じている。※ ⁴	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	○市町村(9/10) 55/100 私有林人工林面積 20/100 林業就業者数 25/100 人口 ○都道府県(1/10) 市町村と同様	人口 *財源超過団体に対する譲与制限あり(当初算出額の25%を保障し、残余の75%を制限(制限は財源超過額を上限とする))
期間	市町村	都道府県																	
R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)																	
R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)																	
R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)																	
譲与基準の補正	人口、道路の種類・幅員等による補正(昼間人口が多い団体は別途補正)	普通交付税算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率による補正	人口、道路の種類・幅員等による補正(昼間人口が多い団体は別途補正)	延べ重量、旅客数、騒音の程度、空港の管理の態様、空港の所在等による補正	なし	林野率による補正(私有林人工林面積のみ)	なし												
使途	条件・制限なし	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用	条件・制限なし	森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用	条件・制限なし												
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月												
令和5年度譲与実績額	2,223億円	45億円	2,981億円	143億円	115億円	500億円	21,744億円												
令和6年度地財計画額	2,153億円	43億円	3,013億円	143億円	114億円	641億円	21,186億円												

※¹ 令和16年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車(登録車)の保有台数で按分して譲与することとされている。
 ※² 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和4～15年度は357/1,000(当分の間431/1,000)、令和16年度は401/1,000(当分の間475/1,000)、令和17年度以降は、416/1,000(当分の間490/1,000)とされている。
 ※³ 航空機燃料譲与税の譲与総額は、航空機燃料税の収入額に対して令和5～6年度は4/13、令和7～8年度は4/15、令和9年度は2/9とされている。
 ※⁴ 令和6年度は着陸料収入額40/100、延べ重量5/100、旅客数5/100、騒音世帯数50/100の譲与割合により譲与することとされている。
 ※⁵ 令和6年度は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額を譲与することとされている。